

2019年度の主な国際交流活動

神奈川県弁護士会国際交流委員会 委員長 高岡 俊之

1 2019年度の主な活動

当委員会の2019年度の主な活動は、韓国・京畿中央地方弁護士会による当会への訪問、静岡県弁護士会とのベトナム法に関する意見交換会の開催でした。

2 韓国・京畿中央地方弁護士会による当会への訪問

当会と京畿中央地方弁護士会との友好関係は2003年に始まり、ほぼ毎年、交互に訪問し、共同セミナーを開催しています。2019年10月25日には、15回目の節目となる共同セミナーを当会で開催しました。

今回の共同セミナーでは、死刑制度について、双方の弁護士会の会員から報告があり、熱く議論がなされました。韓国では、1997年、死刑が執行されたのを最後に死刑の執行はなく、我が国の死刑制度を考える上で、大変参考になりました。懇親会では、李貞浩会長から、日韓の政治情勢が非常に悪い状況において訪日することに議論があったが、長年の友好関係を考えて訪日する決断をした旨の話があり、近時の日韓の状況を乗り越えて交流を実現できたことは、当会の将来にとって非常に貴重な財産となりました。

神奈川県と京畿道の友好提携も25年以上に及ぶと聞いています。当委員会としても、神奈川県と同様の友好関係を継続できるよう、今後も交流に努めたいと考えています。

3 静岡県弁護士会とのベトナム法に関する意見交換会

2020年2月9日、静岡県弁護士会と共同で、ベトナム法に関する意見交換会を開催しました。第一部では、土生英里静岡大学地域法実務実践センター教授により「法整備支援及びベトナム法セミナー - 法制度の構築と支援（日本による法整備支援） - 」と題する講演を、布井千博一橋大学大学院法学研究科教授により「ベ

トナムの社会と法」と題する講演をして頂きました。第2部では、静岡県弁護士会伊藤祐尚副会長を初めとする国際交流委員会の委員により、静岡県弁護士会とベトナムとの交流のきっかけやこれまでの交流状況を報告して頂き、当会会員と活発な意見交換を行いました。

神奈川県とベトナムの交流は深く、この意見交換会を契機に当委員会でもベトナムの社会や法に関する勉強を進め、当委員会によるベトナム訪問につなげたいと考えています。

4 今後について

当委員会は、日本国憲法の三本柱の一つである平和主義を履践できる唯一の委員会という自負があります。各国の文化・法制度・弁護士制度を理解しつつ、世界平和を互いに確認し、当会の海外交流のための礎となりたいと考えています。

以 上